

韓国知的財産ニュース 2018年2月後期

(No. 361)

発行年月日：2018年3月2日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、2月15日から28日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

- 2-1 特許庁、母胎ファンドに550億ウォン出資、1千億ウォンファンドを造成
- 2-2 弁理士211人、実務修習集合教育課程を修了
- 2-3 忠清北道知識財産センター、最優秀地域知識財産センターに選定
- 2-4 特許庁、発明教育を通じて地域児童センターを利用する青少年が抱く夢や希望を後押しする
- 2-5 知的財産情報を活用したアイデアで起業に挑戦！
- 2-6 中小企業の知的財産実務人材、現場で育成
- 2-7 特許路1番街の開始、寄せられる国民からの意見
- 2-8 成長の20年、国民中心の特許審判院
- 2-9 特許庁と中小ベンチャー企業部が協業し、スタートアップの「技術開発+特許」パッケージを支援

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 公益弁理士による社会的弱者の知的財産権の法律救助が持続的に増加

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 中米5カ国での韓流ブーム、FTAでK-知的財産権保護を強化

その他一般

- 5-1 平昌オリンピック、鮮やかなパノラマTVでもっと臨場感を
-

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

2-1 特許庁、母胎ファンドに 550 億ウォン出資、1 千億ウォンファンドを造成

韓国特許庁(2018. 2. 19)

- 知的財産収益化プロジェクト、新技術分野の特許事業化に集中的に投資 -

韓国特許庁は、今年の母胎ファンド（*）に約 550 億ウォンを出資し、1,000 億ウォン規模の知的財産（Intellectual Property、IP）投資ファンド（政府 550 億ウォン、民間 450 億ウォン）を造成する計画である。

優秀な特許を保有する中小・ベンチャー企業の事業化資金の確保に役立つと見込まれる。

特に、今年は資金不足で海外での特許確保に苦勞する大学・公共研のために、海外 IP 出願・収益化に投資するファンドを初めて造成する。

*母胎ファンド（Fund of funds）とは、複数の投資家から出資金を受け、一つのファンド（母ファンド）を造成した後、再び個別投資ファンド（子ファンド）に出資するファンドを意味する

特許庁は、2006 年から母胎ファンドの特許勘定に出資し、2017 年まで 602 の中小・ベンチャー企業に 8,774 億ウォンの投資が行われるようにした。

今年は、新成長特許事業化ファンド（170 億ウォン）、公共特許事業化ファンド（200 億ウォン）、海外 IP 収益化ファンド（305 億ウォン）、IP 直接投資ファンド（325 億ウォン）の 4 つの知的財産投資ファンドが造成される。

新成長特許事業化ファンドとは、第 4 次産業革命時代における革新成長エンジンとして評価される人工知能、ビッグデータ、ロボットなど、新技術分野の特許保有企業に集中的に投資するファンドである。

公共特許事業化ファンドとは、大学・公共研による優秀な特許の移転を受けた中小企業に主に投資し、投資額のうち、少なくとも 20 億ウォンが海外特許出願・登録に使われるようにし、公共特許の海外収益化の基盤を固める計画である。

海外 IP 収益化ファンドとは、大学・公共研・中小企業が保有する海外知的財産の収益化に直接投資するファンドである。海外で知的財産を収益化したことがあるか、そのような能力を備えた特許管理会社が収益化プロジェクトに参加するよう促し、知的財産を通じたロイヤリティ収入の増大はもちろん、知的財産サービス産業の育成にもつなげる予定である。

IP 直接投資ファンドとは、中小・ベンチャー企業が保有する知的財産の買い取りなどに主に投資するファンドである。これまで民間で使われる中、成果が検証された、企業が保有する知的財産をファンドに売買し、資金投資を受ける方式(IP Sales&Licenses Back (*)) を今年、特許勘定に初めて導入する。

*ファンドが特定企業の IP を買取した後、企業に使用权を与え、ロイヤリティを受領する。満期になると、該当企業に IP を売却し、投資元本を回収する投資方式

特許庁産業財産政策局の局長は「優秀な特許を保有する中小・ベンチャー企業が韓国の革新成長をリードし、新たな雇用を生み出せるように、知的財産投資ファンドの規模を持続的に拡大していきたい」と述べた。

詳細な出資事業の公告内容(2月21日)は、韓国ベンチャー投資株式会社のホームページ(www.k-vic.co.kr)で確認できる。

※事業に関するお問い合わせ:韓国ベンチャー投資の投資運用1チーム(02-2156-2025)

2-2 弁理士 211 人、実務修習集合教育課程を修了

韓国特許庁(2018.2.21)

- 国際知識財産研修院で 2018 年 1 月 2 日から 8 週間、集合教育課程を実施 -

韓国特許庁国際知識財産研修院は 2 月 22 日午後 2 時、研修院大講堂で「弁理士向け実務修習集合教育課程修了式」を開催する。

修了式は、弁理士試験に合格した実務修習教育生など 211 人（*）と研修院長、研修院の職員などが参加する中で行われる。

* 弁理士試験合格者：208 人、弁護士資格者：3 人

8 週間行われた今回の集合教育課程は、2016 年 8 月 29 日に改定された弁理士法施行令に基づき、実務能力を備えた専門弁理士を養成するという目標の下で出願書作成、審判・訴訟書類作成、模擬審判など、現場で求められる実習教育に重点を置いた。

教育課程を修了した教育生は、今後、特許事務所や産業財産権の業務を行う法律事務所などの現場研修機関で 6 カ月間の現場研修課程を終えた後、弁理士資格を取得することになる。

特許庁国際知識財産研修院の院長は、教育生が 8 週間の教育課程を誠実に履修したことを祝い、「今回の教育課程が終わりではなく始まりという心構えで、今後も学習を通じて専門性を育てていく必要がある」とし、「専門性と業務に対する使命感を持ち、科学技術および弁理士業務の専門家に成長してほしい」と述べた。

修了式では、成績が優秀で教育運営に功労が大きい教育生 2 人が特許庁長賞を、成績が良好な教育生 10 人が国際知識財産研修院長賞を受賞する。

2-3 忠清北道知識財産センター、最優秀地域知識財産センターに選定

韓国特許庁(2018. 2. 22)

- 特許庁、2017 年度における地域知識財産センターの成果評価の結果を発表 -

韓国特許庁は、全国 27 カ所に設置・運営されている地域知識財産センター（*）に対する 2017 年度事業実績成果評価を実施し、その評価結果を発表した。

* 地域知識財産センターとは、地域の中小企業を、知的財産を基盤にする強小企業に育成するために特許庁と自治体が協力し、専門家が企業を訪問して相談・支援するなどのサービスを提供する機関である

今年は、各評価項目で高い評価を受けた忠清北道知識財産センターが最優秀センターに授与される、産業通商資源部長官賞を受賞する。

光州知識財産センターは「非常に優秀」の評価を、慶尚南道知識財産センター、全羅北

道知識財産センター、釜山南部知識財産センター、春川知識財産センター、晋州知識財産センターが「優秀」の評価を受けて特許庁長賞を受賞する。

地域知識財産センターの成果については、当該年度の事業実績および成果などに重点を置いて評価を行う。評価の目的はセンターの序列化ではなく、持続可能なセンター運営にあり、企業支援の優秀事例を広げ、問題点は見つけるなどして事業を円滑に進めるための支援に重点を置いている。今年は組織運営、経営効率化、優秀事例の発掘の3項目について評価を行った。

特許庁は2月22日に忠清南道扶餘にあるロッテリゾートで開催される「地域知識財産センター総括ワークショップ」で授賞式を行うとともに、前年度の優秀事例の共有および今年度の事業運営の方向を協議するなど、特許庁と地域知識財産センター間で政策を共有する場も設ける予定である。

特許庁産業財産政策局の局長は「全国27カ所の地域知識財産センターを、単なる知財相談窓口ではなく、知財サービスが行き届かない地域に高品質のコンサルティングを基盤にする知財サービスを提供する総合支援機関として育成したい」と述べた。

2-4 特許庁、発明教育を通じて地域児童センターを利用する青少年が抱く夢や希望を後押しする

韓国特許庁(2018.2.22)

- 地域児童センター中央支援団と発明教育に関する業務協約を締結 -

韓国特許庁は2月23日(金曜)、特許庁ソウル事務所で地域児童センター中央支援団と業務協約を締結する。

今回の協約で、特許庁は全国の4,100カ所余りの地域児童センターを利用する青少年とセンターに勤務する従事者ら約11万人を対象にし、発明教育を支援すると発表した。

その一歩として、特許庁は発明教育センター(全国200カ所)と地域児童センター(全国4,100カ所余り)を地域別にマッチングし、発明教育センターの発明教師が地域児童センターを訪れ、多様な発明教育プログラムを提供する。

また、地域児童センターを利用する青少年が近所の発明教育センターで発明体験に関する教育を受けられるよう、試験的に開始する計画である。

さらに、7月に1泊2日の日程で実施される「発明教育 SUMMER キャンプ」に地域児童センターを利用する青少年約 100 人を優先的に参加させる予定である。

これまで特許庁は、地域のバランスの取れた発明教育の裾野を広げると同時に、創造性・チャレンジ精神・協業能力を持つ人材として成長するように支援するため、全国 17 の市・道に 200 カ所の発明教育センターを設置・運営している。

発明教育センターは、正規課程、1 日発明教室、訪れる発明教室（出前授業）、共にする発明教室など、さまざまな発明教育プログラムを運営している。また、第 4 次産業革命時代に歩調を合わせ、3D プリンタ、コーディング、ドローン、ロボットなど、最新の発明教育を提供して地域の発明教育をリードしている。

特許庁長は「今回の協約を契機に、放課後の青少年に発明教育を積極的に支援することができるようになった」とし、「発明教育を通じて、第 4 次産業革命時代をリードする創造的な人材に成長できるように支援し、教育の機会均等を実現することで社会的格差の解消にも貢献したい」と明らかにした。

2-5 知的財産情報を活用したアイデアで起業に挑戦！

韓国特許庁(2018. 2. 26)

- 特許庁、2018 知的財産情報活用創業コンテストを開催 -

韓国特許庁は、知的財産データを活用した創造的なアイデアやビジネスモデル発掘を通じた雇用創出のために「2018 知的財産情報活用創業コンテスト」を開催すると述べた。

今年開催されるコンテストは、知的財産情報を利用した「アイデア企画」と「起業・事業化企画」の 2 つの分野に分けて行われ、大韓民国の国民であれば誰でも応募することができる。

応募期間は 2 月 26 日（月曜）から 4 月 13 日（金曜）まで、特許情報活用サービスのホームページ (<http://plus.kipris.or.kr>) で申し込み可能である。

*特許情報活用サービス (KIPRIS^{Plus}) : 特許庁が保有する国内外の特許・実用新案・デザイン・商標などのデータを民間に開放するためのサービス

受賞者は特許庁長賞、特許情報院長賞と報奨金を受け、起業支援における多くの恩恵を享受することができる。

すべての受賞者（チーム）には事業化に必要な知的財産データ（*）を最大3年間、無償で提供し、各分野の最優秀作には行政安全部が主催する「第6回公共データ活用創業コンテスト」の本選に参加する機会が与えられる。

*知的財産データ：特許庁が生産・収集する特許・実用新案・デザイン・商標権および一般行政に関するデータとして公開・登録公報、法的状態情報などのデータ

また、中小ベンチャー企業部の「スマート創作の場（*）」に参加する場合、加算点を与えるほか、技術保証基金の「技術経営コンサルティング」、特許庁の「IP 礎（ティディムドル）（**）」事業などへの参加を推薦し、起業・権利化過程を支援する。

*スマート創作の場：アイデアを製品・サービスに具体化するために、実習型教育プラットフォームを提供（最大2千万ウォンの事業化資金を支援）

**IP 礎（ティディムドル）：優秀なアイデアの具体化・権利化に関するコンサルティングを行い、特許創出を支援

大会参加者全員に知的財産データの Open API サービス（4か月間）とビジネスモデルの盗用・流出時の営業・技術上の優先権を確保するための営業秘密原本証明サービス（*）を無料で提供する。

*営業秘密原本証明サービス：不正競争防止法に基づいて指定された原本証明機関が営業秘密を保有するかどうか、保有者、保有時点を証明するサービス

特許庁情報顧客支援局の局長は「知的財産データを活用した起業と高付加価値の雇用創出が第4次産業革命をリードする成長エンジンになることを希望し、今後も公共データの開放・活用促進に継続的な努力をしていきたい」と述べた。

2-6 中小企業の知的財産実務人材、現場で育成

韓国特許庁(2018. 2. 26)

- 特許庁、「訪れる知的財産教育」への参加企業を募集 -

韓国特許庁は、技術の融合が経済社会の全体的なパラダイムシフトをもたらす第4次産業革命時代に、韓国の中小企業が、将来の市場を先取りするために必要な知的財産の専門性を確保できるように支援する「訪れる知的財産教育」に参加する中小・中堅企業を2月27日から3月28日まで募集する。

訪れる知的財産教育とは、弁理士などの知的財産の専門家が企業の現場を訪れ、各企業の特性や知的財産 이슈に合わせて実施する教育を意味し、2014年から推進している。

昨年はこの教育を通じて全国の41の中小・中堅企業の従業員、計3,797人が教育を受けた。教育を受ける前後を比較したところ、知財権に関する教育性のレベルが43.47%も向上したことが明らかになった。

*知的財産能力向上度：教育性の知的財産に関するレベルを測定するために、教育する前と後、知的財産分野別の問題を出題し、その結果を確認する。

今年は、第4次産業革命時代における知的財産経営戦略、輸出中小企業の技術保護などのために、25社を選定し、集中的に支援する。

支援対象に選ばれた企業には従業員とのインタビュー、現状診断とニーズを分析するなどして問題解決を中心とする知的財産実務教育カリキュラムを構成し、企業が希望する日程と場所に合わせ、知的財産の専門家が訪れる形で計6回、教育を行う。

教育参加を希望する企業は、受付期間（2月27日～3月28日）に韓国発明振興会のホームページ（www.kipa.org/kipabiz）で申し込みできる。お問い合わせは、韓国発明振興会の知的財産人材養成室（02-3459-2835）まで。

2-7 特許路1番街の開始、寄せられる国民からの意見

韓国特許庁(2018.2.26)

- 特許庁ホームページと韓国知識財産センターに国民疎通窓口を開設 -

韓国特許庁は2月26日から特許庁ソウル事務所がある韓国知識財産センターの1階と特許庁のホームページ（www.kipo.go.kr）に「特許路1番街」を開設し、常時運営すると明らかにした。

「特許路1番街」とは、国民や特許庁の職員、知的財産関連機関（韓国発明振興会、韓国特許戦略開発院、韓国知識財産保護院、韓国特許情報院、韓国知識財産研究院など）

の職員がお互いにコミュニケーションし共感すると同時に、国民の観点から知的財産政策とサービスを共に作っていく特許庁の政府革新プラットフォームである。

国民の意見を集約する従来のさまざまな制度は、現在、運営している知的財産制度と政策の範囲内で解決方法を教える部分に焦点が当てられていた。また、これまで運営してきた知的財産行政革新国民提案制度も主に特許庁担当部署でのみ国民の提案を検討しているため、政策に反映するという点でやや惜しい点があった。

一方、「特許路1番街」は、従来の行政革新活動とは異なり、政策提案だけでなく、提案熟成、細部推進案づくりなど、特許庁の政府革新の全過程で、国民と特許庁の職員、知的財産関連機関の職員が参加してコミュニケーションするという点で特徴がある。

国民は普段から知的財産行政やサービスに対して感じた不便や改善が必要であると考えている事項を付箋に書いて貼るなど、形式にとらわれず自由な方法で「特許路1番街」のオンライン・オフライン掲示板に表現すれば良い。

特許庁と知的財産関連機関の各部門では、月1回の「Innovation Day」を同時に開催し、国民の意見や提案に対して討論を行う。議論の結果に基づき、特許庁の職員からなる「特許路1番街サポーターズ」で革新課題を選定した後、開かれた討論会、特許路1番街の国民諮問団（ネイバーのバンド）、タスクフォースなどを通じ、細部推進案を設計する。これと同時に「知的財産政策0n（温室）（*）」を活用して国民が提案した革新課題の細部推進策を国民と一緒に作っていく。

*確定した知的財産政策を推進・執行する前に、国民の意見に耳を傾け、これを栄養分とし政策を育てていき（温室）、国民と共に政策を推進（0n）するための国民向けの疎通プラットフォームであり、2月12日から特許庁のホームページで運営している。

特許庁長は「国民向けの「特許路1番街」の開設は、国民が持ち主である政府を実現できるボトムアップ（Bottom-up）式の特許庁の政府革新プラットフォームを完成させたという点で意味がある」とし、「今後、知的財産分野の社会的弱者の声にも耳を傾けるなど、競争と効率を超え、社会的価値を根幹とする知的財産行政を実現していくために取り組んでいきたい」と述べた。

特許庁は、1月22日から特許庁職員向けのオンライン・オフラインの「特許路1番街」を開設し、ボトムアップ（Bottom-up）式の政府革新を推進している。現在、国民が共感

し実感できる高品質の特許・商標・デザイン審査を提供するための「3人審査制」の導入など、働き方革新につながる課題が議論されている。

2-8 成長の20年、国民中心の特許審判院

韓国特許庁(2018.2.27)

- 開院20周年を迎える -

韓国特許審判院は、今年3月1日で開院20周年を迎える。1998年に司法制度改革の一環として、従来の「審判所」と「抗告審判所」が統合され、「特許審判院」が発足した。特許審判院の開院は、特許紛争の解決において特許法院、大法院での審判に先立つ実質的な1審の役割を果たす仕組みが整ったことを意味する。

開院前の1997年には審判処理期間が13.5カ月ほど必要とされたが、特許審判院の発足を契機に審判官増員、審判制度や審判システムの改善など、さまざまな審判を取り巻く環境を改善し、過去20年間、平均7.9カ月の審判処理期間を維持している。

また、2006年に初めて審判廷の開所と口頭審理制度の導入、2010年には審判廷5カ所の拡大、2014年には映像口頭審理制度の導入などを行うことで、口頭審理と技術説明会を活性化し、当事者に弁論の機会を十分に提供し、審理の透明性を高める成果も収めた。

2017年からは第4次産業革命の時代に備え、融合・複合に関する技術の事件や大型事件を処理するために、複数の技術分野の審判官の合議体からなる5人合議体による審理を行っている。

特許審判院は過去20年間、大きな成長を成し遂げてきたが、海外の審判院に比べて審判官が不足しているうえ、処理件数が多すぎるなどの厳しい審判環境を乗り越え、迅速性・専門性に対する国民の高まった期待に応えなければいけないという新たな課題に直面している。

これを受け、特許審判院は今年4月に国内外の企業および海外の審判院関係者を招待し、過去20年間の成果を共有し、特許審判院が進むべき方向について議論する国際カンファレンスを開催する予定である。

特許審判院の院長は「過去20年間は、特許審判院が特許紛争における実質的1審の役割を果たすための成長の時間であった」と評価し、「今後は国際的な基準を満たす審判院、

国民が実感する国民中心の審判革新の推進に力を入れたい」と述べた。

2-9 特許庁と中小ベンチャー企業部が協業し、スタートアップの「技術開発+特許」パッケージを支援

韓国特許庁(2018.2.27)

-スタートアップ向け、初の「R&D+IP 戦略」課題を新設-

中小ベンチャー企業部と特許庁は「2018 年度創業成長技術開発事業の R&D（研究開発）+IP（Intellectual Property、知的財産権）戦略課題」を共同で支援すると発表した。

「R&D+IP 戦略」課題とは、第 4 次産業革命関連分野の技術創業企業に対し、中企部の「技術開発資金」と特許庁の「IP・R&D 戦略コンサルティング（*）」をパッケージに支援し、スタートアップの技術開発および事業化の成果を高めるために、中企部と特許庁が協業して今年から新設した事業である。

* R&D 初期から特許専門チーム（特許専門家（PM）+分析機関）が特許情報を分析し、海外企業への特許対応、空白技術の優秀な特許を確保するなど、企業向け特許戦略（IP-R&D）を支援

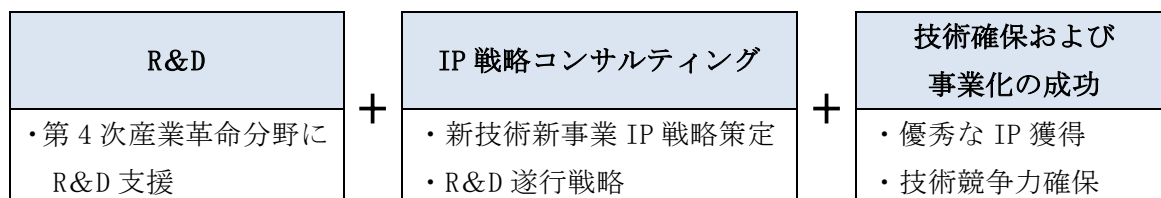
「R&D+IP 戦略」課題を通じ、スタートアップは、一回の申請・受付および統合評価で最大 2.8 億ウォンの技術開発資金および IP コンサルティング費用の支援を受けることができる。

中企部は、スタートアップ立ち上げ 7 年以下で第 4 次産業革命分野のスタートアップの技術開発を支援する創業成長技術開発事業にこの課題を新設して最大 1 年間 2 億ウォンの技術開発資金を支援し、特許庁は、特許ビッグデータを活用して優秀な特許を確保するための最適の技術開発の方向を提示する IP・R&D 連携戦略をスタートアップに支援（*）する。

* IP 戦略コンサルティング（企業が一つを選ぶ）

- ① 新技術・新事業 IP 戦略：5 カ月、0.8 億ウォン以内、
- ② R&D 遂行戦略：3 カ月、0.48 億ウォン以内

同課題を通じて、スタートアップはアイデアと技術をさまざまな知的財産権として確保し、創業初期の技術奪取、特許紛争のリスクを効果的に解消し、事業化の成功可能性を高めることができると見込まれる。



「R&D+IP 戦略」課題は、今年 104 億ウォンの予算で 40 前後の課題を支援する。

支援対象は、中小企業基本法第 2 条で定める中小企業のうち、立ち上げ 7 年以下の企業であり、支援分野は AI、ビッグデータ、知能型センサー、スマート家電などの第 4 次産業革命分野として当該分野の技術開発課題を自由応募方式で申請すれば良い。

事業公告時期は年 2 回（2 月、5 月）にする。一方、従来の 3 段階評価プロセス（書面→対面→現場調査）を 2 段階（対面→現場調査）に短縮し、選定手続きも迅速に行う予定である。

1 次施行計画の公告（2 月 28 日）による申請・受付期間については 3 月 14 日（水曜）～ 3 月 29 日（木曜）まで、課題の受付および評価については専門機関である中小企業技術情報振興院と韓国特許戦略開発院が共に担当し、申請・受付は、中小企業の技術開発総合管理システム（www.smtech.go.kr）でオンライン（*）を進める。

*課題支援に関する内容は、中小ベンチャー企業部（www.mss.go.kr）、（www.kipo.go.kr）、中小企業技術開発総合管理システム（www.smtech.go.kr）、韓国特許戦略開発院（www.kista.re.kr）で確認できる。

中小ベンチャー企業部の技術人材政策官は「創業成長技術開発の R&D+IP 戦略課題」は、部署別に支援していた事業を今年から一つの事業として進めたもので、スタートアップ支援のための部処間の垣根を取り払う良い事例になるだろう」と明らかにした。

特許庁産業財産政策局の局長は「スタートアップにとって知的財産権は、競合社を制圧する矛であると同時に核心資産である革新技術を保護する盾である」とし、「IP 戦略と技術開発を共に支援する今回の事業により、スタートアップの革新成長に弾みがつくだろう」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 公益弁理士による社会的弱者の知的財産権の法律救助が持続的に増加

韓国特許庁(2018.2.26)

- 前年比 10%増の 120 件をサポートし、勝訴率が 70%に達する-

韓国特許庁は昨年、零細小商工人、基礎生活受給者（困窮者）などの社会的弱者を対象にし、特許審判や訴訟を代理する法律救助件数が前年比 10%増の 120 件に上ったと明らかにした。

特許に関する法律救助件数は年々増加傾向を見せており、勝訴率も過去 3 年間、76.8%に達しているため、特許審判や訴訟費用に対応しきれず、困っている低所得層、零細企業にとって法律救助が実質的に役立ったといえるだろう。

社会的弱者の「審判・審決取消訴訟」の代理は、知的財産権を保有する社会的弱者が紛争に巻き込まれた時、公益弁理士が審判および審決取消訴訟を代理することで、社会的弱者の知的財産権を保護し、知的財産権分野の社会的な公平性を期す事業である。

公益弁理士特許相談センターでは、現在、12 人の公益弁理士が社会的弱者の知的財産権を保護し、知的財産分野の公正な経済を実現するために、審判・訴訟代理をはじめ、地域巡回相談、出願明細書などの書類作成、産業財産権の侵害に関する民事訴訟費用などを支援している。

特許庁の関係者は「一年間の審判事件およそ 4,000 件のうち、特許代理人のない審判事件は約 760 件であり、その中で、社会的弱者に関連する事件数は 20%程度を占めていると見ている」とし、「社会的な公平性を期すために社会的弱者に対する支援を強化していくとともに、公益弁理士特許相談センターが社会的弱者の知的財産権を保護する支えになるように努力したい」と述べた。

公益弁理士相談センターからの支援を希望する人は、韓国知識財産保護院(02-6006-4300)までお問い合わせをすれば、リアルタイムで詳細について案内を受けることができる。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 中米5カ国での韓流ブーム、FTAでK-知的財産権保護を強化

韓国特許庁（2018. 2. 23）

韓国特許庁は、韓国がアジア諸国では初めて中米5カ国と自由貿易協定（2018年2月21日に署名）を締結したことで、中米における韓国企業の知的財産権保護が強化されることが見込まれると述べた。

*中米5カ国：ニカラグア、ホンジュラス、エルサルバドル、コスタリカ、パナマ

K-POPとドラマから始まったコスタリカなど中米での韓流ブームは、韓流スターが着用したり、ドラマに登場した韓国企業の商品にまで急速に拡大している。このブームにより、ドラマに露出した商品、キャラクターなどを活用した付加事業で収益が発生しかねないため、中米に進出する韓国企業は商標・デザインなどの産業財産権を活用した海外進出戦略を模索する必要がある。

韓国・中米間の自由貿易協定（FTA）では、従来の国際ルールよりも強化された知的財産権の保護が可能となるが、中米の国に登録されていない韓国企業の有名商標の場合、一定の要件を満たせば、多様な商品を含め、広い範囲まで保護することができる。

また、韓国ドラマに登場した製品の見た目が中米5カ国で無断でコピーされた場合、デザインとして登録されていない状態でも、製品の見た目の使用を禁止する土台ができ、韓国企業の優秀なデザインがさらに保護されるだろう。

他にも、最近、韓国企業の出願が急増している音商標も中米5カ国で保護を受けることができ、特許に関する優先審査制度も導入し、審査の遅延により生じる韓国企業の不便を解消する基盤ができた。

*韓国企業の音商標に関する韓国国内の出願件数：2015年3件、2016年5件、2017年17件

特許庁産業財産保護協力局の局長は「韓国・中米間のFTAにより規定された知財権関連の内容は、非常に先進的なもの」と評価し、「特に、効果的に知財権を保護するために設立される「知財権委員会」を活用し、韓国企業が抱える悩みや問題点を積極的に伝え、知財権保護とともに中米での韓流ブームの拡大にさらに取り組みたい」と述べた。

その他一般

5-1 平昌オリンピック、鮮やかなパノラマ TV でもっと臨場感を

韓国特許庁(2018.2.19)

- 色鮮やかで臨場感あふれる没入型 TV に関する出願が急増 -

オリンピックで盛り上がっている韓国の平昌では、従来の TV よりもっと色鮮やかで臨場感と音場感を提供するウルトラワイドビジョン (UWV) でパノラマ映像が視聴できる。

韓国特許庁によると、従来の TV より画面がはるかに大きいうえ、立体感と表現力を倍増し、色鮮やかな臨場感とリスナーを取り囲む音場感を提供する UWV 技術関連の特許出願が 2013 年から急増していると明らかにした。

没入型メディア技術の一つである UWV は、人間の視野角を全てカバーできる広視野角の映像を提供し、臨場感を最大化する新しいタイプの没入型映像である。鮮明な画面と立体的な音響を目指す消費者の好みを考えると、今後、関連出願の増加傾向は、続くとみられる。

UWV 関連の特許出願件数は、2010 年には 52 件に過ぎなかったが、2013 年に約 2 倍増の 108 件となり、過去 4 年間 (2014~2017)、毎年平均 108 件が出願され、関連出願件数が増え続けてきたことが分かった。

UWV 技術は、映像圧縮および伝送技術と相まって発展する分野であるため、移動通信技術が着実に発展していることを考えると、今後も出願の増加傾向は続くだろう。

最近 10 年間の出願人の動向を見ると、中小企業が 288 件と 34% を占め、大手企業 221 件 (26%)、大学および研究所 187 件 (22%)、個人 112 件 (13%) の順であった。ここで注目したいのは、出願件数で中小企業が大手企業を上回ることである。これは、UWV 関連の映像処理技術が中小企業の目玉技術であるカメラ設置および撮影技術と共に実現されるためであろう。

技術分野別の動向を見ると、映像処理技術が 47% と最も高く、次いでサービスと応用が 23% であった。これは、多くの分野でパノラマ映像を利用した多様なサービスを提供した結果だといえる。

特許庁マルチメディア放送審査チームのチーム長は「平昌オリンピックでUWVのような没入型映像のデモンストレーションに成功したことで、今後、関連産業の発展および雇用創出に寄与すると見込まれるだけに、UWV技術の開発に拍車をかけると同時に、関連特許権を確保するために取り組んでいくことが何より重要である」と訴えた。

特許庁では優秀な技術を保有する企業の特許創出能力を強化するために、特許権と連携した第4次産業革命技術の研究開発戦略策定をサポートしており、特に海外進出を支援するために海外市場別の知的財産戦略を継続的に提供している。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム